

太陽光発電事業の製造物責任、 不具合保証責任、不法行為責任

【群馬県の事故事例】

被害の状況



弁護士 江口直明

本講演は一般的な事例について解説したものです。具体的な案件については個別に専門家の助言を受けることをお勧めします。

© 2015 Baker & McKenzie (Gaikokuho Joint Enterprise)

再生可能エネルギーの導入促進に向けた制度の現状と課題
平成27年6月24日 資源エネルギー庁 資料2

FITの効果

- 絶大な効果
 - 平成24年7月から平成27年4月末までの運転開始施設
 - 太陽光(住宅) 3,190MW(3.19GW)
 - 太陽光(非住宅) 16,220MW(16.22GW)
 - 風力 330MW
 - バイオマス 270MW
 - 地熱 0MW
 - 平成27年4月までに設備認定を受けた設備容量
 - 太陽光(住宅) 3,840MW (3.84GW)
 - 太陽光(非住宅) 78,630MW (78.63GW)
 - 風力 2,320MW (2.32GW)
 - バイオマス 2,080MW (2.08GW)
 - 地熱 70MW

(cf.ドイツの2014年8月時点の太陽光累積導入量37.8GW)

全世界の2013年太陽光導入量累積139GW)

FITの経済インセンティブと法順守

- 太陽光発電所がこれだけ普及したのはFITが事業者に利益をもたらすから。産業刺激策としては上出来。
- FITを利用して利益を追求すること自体は悪ではない。
- 但し、法律を順守し、消費者の安全を保護し、契約を守った上で、利益の追求を図らなければならない。
- 法律の違反者、消費者の安全をないがしろにする者、契約不履行者には手痛いしっぺ返しが生じる
- 人命が損なわれた場合には一生十字架を背負って生きていくことになる。

法律の体系

- 憲法
- 法律
 - 一般法としての民法 不法行為責任第709条、第717条
 - 個別法としての製造物責任法（PL法）
 - 一般法としての刑法
 - 電気事業法等の罰則規定
- 条例
- 政令・省令
- 判例法
- 慣習法
- 契約上の義務

法律遵守は必須の義務

- 電気事業法、建築基準法等の規制法を遵守するのは必須の義務
- 太陽光発電所の設計、建設などで、故意、過失により発電所の所有者又は第三者に損害を与えれば損害賠償義務を負う
- 屋根置き太陽光発電施設の不具合で失火した場合、重大な過失が認定されて、延焼部分についても責任を負う場合が想定される。
- 不具合を見逃していた取締役の責任が追及される場合も考えられる（会社法）

安全性を犠牲にしてコストダウンを図ることは許されない

- 安全性を犠牲にした設計、製造、施工、維持管理により、発注者に損害を与えた場合は、契約の債務不履行責任により損害賠償責任を負わされる。仮に契約に免責規定があっても、故意又は重過失による場合はその免責規定を使うことはできない。
- 安全性を犠牲にした、設計、製造により製造物の欠陥を生じさせ第三者に損害を与えた場合には製造物責任法により損害賠償責任を負わされる
- 安全性を犠牲にした設計、製造、施工、維持管理により第三者に損害を与えた場合は、民法の不法行為責任により損害賠償責任を負わされる。

契約責任

- パネル供給契約上または発電所建設契約上の瑕疵担保責任
- 瑕疵担保は2年又は、故意過失があると10年
- パネル供給契約上または発電所建設契約上の出力保証責任
- 性能保証は10年まで90%出力保証、10年超は80%出力保証
- 発電所建設契約上の瑕疵担保責任
- 発電所建設契約上の性能未達予定損害賠償
 - (出力未達分 × 20年間)
- 発電所建設契約上の遅延予定損害賠償
 - 契約金額の0.04~0.05%(1日)程度
- 予定損害賠償額の上限10~30% 上限額をあまり高くするとスクが織り込まれ、元々の契約金額が高くなる

© 2015 Baker & McKenzie (Gaikokuho Joint Enterprise)

7

通常有すべき安全性や性能を欠くと「瑕疵」

- 民法の瑕疵担保責任は、通常有すべき安全性や性能が基準となり、JIS規格や業界の常識的な水準を遵守することが重要となる。
- 日本風工学会内 太陽光発電システム風荷重評価研究会
<http://www.jawe.jp/ja/activities/academic-research/solar.html>
- 場合によってはJIS規格では強度が足りない場合もある
 - 近年の研究事例ではJIS C8955 (電気事業法⇒電気設備に関する技術基準を定める省令⇒電技解釈⇒JIS C8955) に示された風力係数では過小な風荷重を与えることが指摘されている。太陽電池アレイの支持物用が対象 許容応力度設計用の荷重であり破壊荷重ではない 平均風力係数を用いている 改定が急務
 - 建築物上に設置される太陽光発電設備の場合は平成12年建設省告示第1458号 ピーク風力係数を用いている 風荷重のピーク地を適切に算定できる
 - 建築物の外装材 (屋根葺き材、外壁材等) が対象
 - 風荷重を設定し屋根パネル等の各接合部材の構造安全性を確認
 - 風荷重は、全風向中の最大値を与える

© 2015 Baker & McKenzie (Gaikokuho Joint Enterprise)

8

性能保証請求のフロー

- 1 製品納入日を証明する資料と根拠を示して請求
- 2 返品許可証の送付、返品梱包出荷指示に従い返品
- 3a 出力保証 モジュール実出力測定(パネルメーカーの標準試験条件を使用、パネルメーカー施設又はパネルメーカーの認める第三者検査機関で実施)
 - ⇒ 修理・交換又はモジュールの性能低下分について補償金支払い(いつまで遡るか?)
- 3b 製品保証 パネルメーカーの標準試験条件を使用
 - ⇒ 修理・交換又は残存市場価額の支払い
- 試験の結果性能未達がないとなると、取り外し費用、運送費用、取り付け費用は自己負担となる可能性

製造物責任法

- 民法の不法行為の特則
- 民法の不法行為法では、損害賠償を請求するには加害者に故意・過失があったことを被害者が立証する必要がある
- 製造物責任法では被害者は製造物に「欠陥」があったこと、欠陥と損害との間に因果関係があったことを立証すれば損害賠償請求ができる。
- 製造業者等には製造物を製造、加工又は輸入した者（輸入者も含む）
- 製造者ではないが製造者として製造物にその氏名等の表示をした者又は製造者と誤認させる氏名等の表示をした者も含む
- 損害の対象は他人の生命、身体又は財産に生じた損害
- 損害が当該製造物についてのみ生じた場合は本法の対象外

製造物責任法

- 欠陥は当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること（2条2項）、すなわち、設計上、製造上、指示・警告上の安全性の欠如
- 被害者は欠陥の原因がどの部位、どの部品にあったかまでは特定の必要がない
- 請求できるのは、損害及び賠償義務者を知ったときから3年又は製造物を引き渡した時から10年

消費者保護法

- 品質、用途、役務の内容について事実と異なることを告げて契約の締結の勧誘をし、消費者が誤認それによって契約を締結したときは、契約は取り消される。
- 事業者の損害賠償を免除する規定は無効とされる。

業法さえ守れば何をしてもいいわけではない

- 新しい分野においては具体的な法律の規制が追いつかない場合もある。そのような場合に、安全に配慮せず、常識（受忍限度）に反して他人に損害を与えれば、民法の不法行為責任により責任を問われる場合も出てくる。
- 裁判所は国民の権利義務を守るために、具体的な規制法がなくても、民法の不法行為責任により、責任を問う場合がある。
- 最後は技術者としての、設計者、施工者、販売者としての矜持である。

再生可能エネルギーの導入促進に向けた制度の現状と課題 平成27年6月24日 資源エネルギー庁 資料2

太陽光発電設備の施工に係る事業リスク

- 中小規模の太陽光発電設備の事故情報について体系的に整理されたものはないものの、製品評価技術基盤機構(NITE)事故情報データベースによると、一般用電気工作物に該当する住宅設備の太陽光発電設備の事故事例では、設置・施工不良が最も多く、全体の1/3を占めている。(なお、建築物の屋根に屋根材として設置する等の場合は建築基準法にも適合する必要。)規制当局は、不適切事案の通報があった場合は、産業保安監督部が現場調査などを行い、随時、是正措置を講じている。
- 直近の事例においても、6月15日に群馬県で突風が発生し、200枚以上の太陽光パネルが散乱するという事例が生じている。設置が不十分であった可能性を含め、大規模な事故に繋がるリスクが生じていることから、現在日本風工学会において調査を行っているところ。
- 今後、太陽光発電が長期安定的な発電事業として自立していくうえでは、設置状況や事故事例の実態を把握し、これを踏まえた対応を進めていく必要。

【住宅設備の太陽光発電設備事故事例の内訳】

	パワーコンディショナ	モジュール	昇圧ユニット	接続ユニット	発電モニタ	総計
製品不良	1					1
設計不良	1			2		3
製造不良	13	2		3		18
製品起因であるが原因不明	5		1			6
設置・施工不良	10		1	8		19
偶発的事故その他	4	1			1	6
原因不明	2	1		1		4
総計	36	4	2	14	1	57

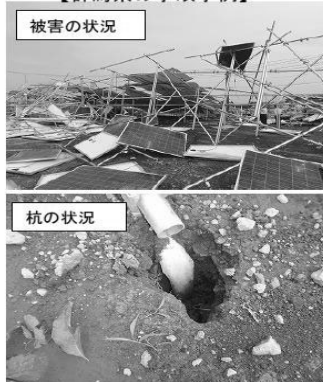
【出典:製品評価技術基盤機構事故情報データベース】

<設置状況例>

- ・傾斜地において、ドラム缶の上に太陽光パネルが設置されている。

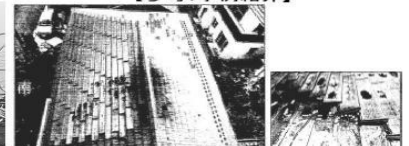


【群馬県の事故事例】



被害の状況
杭の状況
地盤支持部の調査
【出典:奥地建産株式会社提供資料より作成】

【参考:事例紹介】



- 事例:住宅用太陽光における火災
- ・本火災の出火原因は、屋根建材一体型モジュール直近のコネクタや配線類が、施工時の配線不備や差し込み不足又は地震等の振動による接触不良によりジュール熱で発熱、時間経過と共に発炎し、屋根材へ着火して屋根裏へと延焼した可能性が考えられる。
 - ・しかし、物的確証が得られないことから、出火原因を特定するには至らない。

【出典:第61回全国消防技術者会議資料等より作成】
42
14

中小規模の太陽光発電設備の適切な設計・施工と管理の必要性

- 設置した太陽光発電システムが、安全に所定の性能を発揮し続けるため、設備を適切に設計・施工し、管理する必要がある。
- 電気事業法では、50kW以上の発電設備については、自家用電気工作物として、電気主任技術者による管理と保安規程に基づく点検等を適切に実施することが求められるが、低圧連系の50kW未満の設備（一般用電気工作物）では、電気主任技術者の選任や保安規程の届出も不要とされている。また、2MW以上の設備については、設計・施工段階で、工事計画の届出や使用前自主検査の実施、これらの国のチェックが義務づけられている。
- このように、電気事業法では、出力規模等の設備リスクを踏まえ規制水準に差を設けているが、出力規模等に依らず全ての太陽光発電設備は、電気事業法に基づく技術基準に適合するよう設計・施工し、維持管理する義務がある。
- なお、中小規模の太陽光発電設備についても、業界団体において、施工ガイドラインの策定や施工技術者の講習を実施する等の取組を推進しているとともに、金融機関のファイナンスに際してのチェックなど、一定のリスク対策が講じられていると想定される。

【太陽光発電設備の設置に当たっての法的手続き】

電気工作物	発電出力	工事計画届出 及び使用前検査	電気主任技術者 の選任	保安 規程	事故 報告	自家用発電所 運転半期報
一般用電気 工作物	50kW未満※1	不要	不要	不要	不要	—
	50kW未満※2	不要	外部委託承認 (第三種)	届出	不要	不要
自家用電気 工作物	50kW以上 500kW未満	不要	外部委託承認 (第三種)	届出	不要※3	不要
	500kW以上 1MW未満	不要	外部委託承認 (第三種)	届出	必要※3	不要
	1MW以上 2MW未満	不要	外部委託承認 (第三種)	届出	必要※3	届出※4
	2MW以上	必要	選任(第一種、第二種又は 第三種電気主任技術者) ※第三種は5万V未満かつ5 MW未満に限る。	届出	必要※3	届出※4
届出先		産業保安監督部	産業保安監督部	産業保安監督部	経済産業局	

※1 低圧連系の50kW未満、又は、独立型システムの50kW未満が該当する。
 ※2 高圧受電・連系での、50kW未満は自家用電気工作物。保安規程については、他の自家用電気工作物が既に設置されている場合には、保安規程の変更・追加手続きが必要。高圧又は、特別高圧の変電設備・蓄電設備(4800AH・セル以上)を設置する場合には所轄消防署へ、設置届出が必要。
 ※3 主要電気工作物の破損事故に関するもの。
 ※4 年2回(4月末日及び12月末日)

【太陽光発電協会の取組】

- ① 10kW未満の取組として、PV施工技術者制度を平成25年度より実施
- ② 10～50kW未満の取組として「一般用電気工作物 太陽光発電システムの基礎・架台の設計・施工チェックリストと留意点」を作成し、啓発活動を実施
- ③ 10～50kW未満の低圧連系太陽光発電システムの技術講習会を実施

【参考：技術講習会について】

- 【目的】
 > 10～50kW未満のシステムの設計・施工、メンテナンスに必要な技術情報を体系的にまとめた資料を作成し、講習会を通じてこの領域における適切な設計と施工品質の向上を目指す。
- 【概要】
 > 平成27年4月に東京・大阪の会場で開催。合計340名が受講。平成27年7月のPVJapanにおいて2回開催予定。
- 【今後】
 > 来年度以降、「PV施工技術者制度」に組み込むことで、この領域における新たな認定制度の検討を進めている

民法709条、717条

【709条】

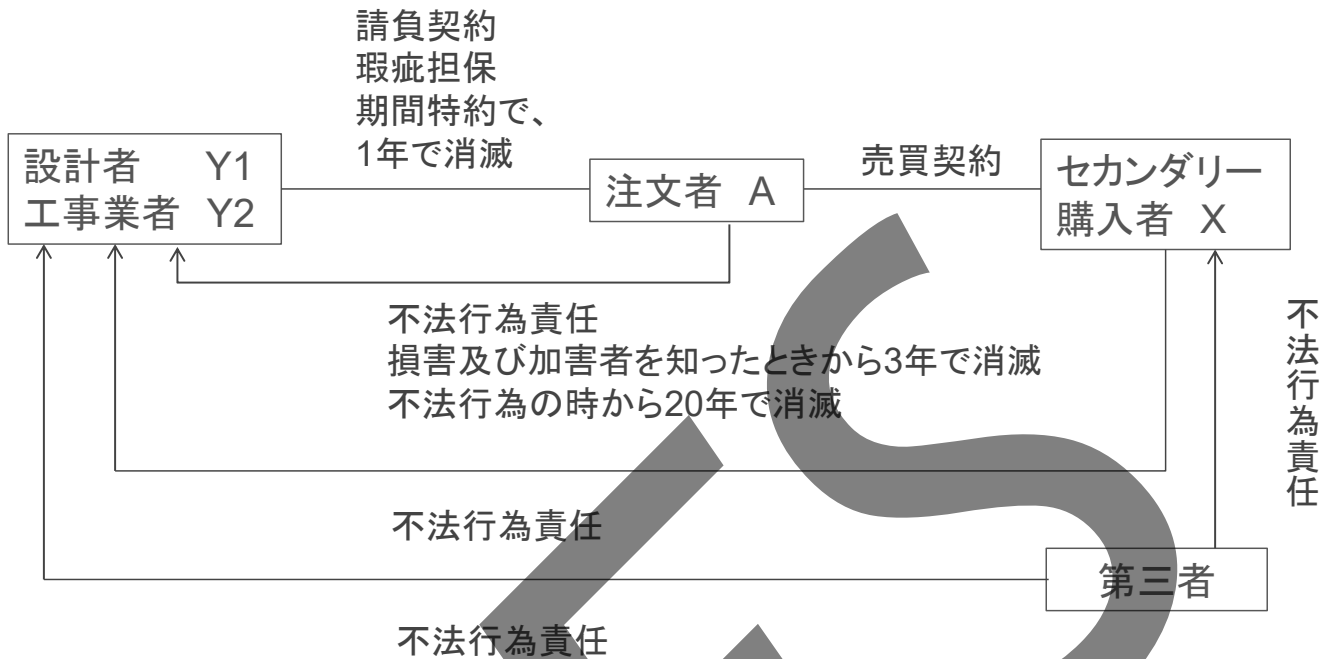
故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

【717条】

1 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 略

3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者がいるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。



判例の検討

1. 最高裁判所第二小法廷判決平成19年7月6日

【事案の概要】

9階建賃貸マンション及びその敷地をAから購入（4.1億円）したXが、当該建物に瑕疵があると主張して、Aと契約した建築の設計者かつ工事監理者であるY1及び建築の施工者であるY2に対して、民法709条に基づく損害賠償請求をした

【判決の要旨】

建物の建築に携わる設計者、施工者及び工事監理者は、建物の建築に当たり、契約関係のない居住者を含む建物利用者、隣人、通行人等に対する関係でも、当該建物に建物としての基本的な安全性が欠けることがないように配慮すべき注意義務を負い、これを怠ったために建築された建物に上記安全性を損なう瑕疵があり、それにより居住者等の生命、身体又は財産が侵害された場合には、原則としてこれによって生じた損害について不法行為による賠償責任を負う。

判例の検討

- 平成19年7月6日の最高裁判決は福岡高裁に差し戻し
- 平成21年2月6日の福岡高裁は「建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵」とは「居住者等の生命、身体又は財産に対する現実的な危険性を生じさせるもの」として、そのような危険性がないとして請求を棄却
- 平成23年7月21日の最高裁判決で「現実的な危険性を生じさせるものに限らず、瑕疵の性質に鑑み、放置するといずれはこのような危険が現実化する場合」でもよいとし、そのような瑕疵があるか福岡高裁に差し戻し
- 平成24年1月10日の福岡高裁は瑕疵あるとして修補費用、調査費用、弁護士費用の合計として3,822万円の損害賠償を認容。建物それ自体の価値の減損額の賠償は請求されていなかったもので判断されていないが、請求は認められる可能性有

ポイント 瑕疵担保期間（1年等）が過ぎても不法行為責任は免責されない！

- 平成19年7月6日の最高裁判決は、瑕疵担保責任の除斥期間が経過した場合であっても、建物の工事業者等に対して瑕疵担保責任とは別に安全性を欠いた施工についての不法行為責任を追及することを認めています。
- 上記最高裁判決の原審（福岡高裁平成16年12月16日判決）は、「瑕疵担保責任の範疇で律せられるべき分野において、安易に不法行為責任を認めることは、法が瑕疵担保責任制度を定めた趣旨を没却することになりかねない」として、瑕疵担保責任の除斥期間が経過したケースにおいて不法行為責任が認められるのは、違法性が強度である場合（故意による場合や瑕疵の程度が重大である場合）に限る旨を判示しましたが、上記最高裁判決は「違法性が強度である場合に限って不法行為責任が認められると解すべき理由はない」としてこれを否定し、通常どおりの不法行為の要件を満たせば賠償請求ができるとしています。
- したがって、所有者から工事業者に対して、不法行為に基づく損害賠償請求を行うことが最も容易かつ妥当な方法と思われます。
- 死亡事故が起これば、設計者、施工者に対して不法行為責任を追及します。重い後遺障害の場合損害額は1億円を超える。

2. 福岡高等裁判所判決昭和55年7月31日

【事案の概要】

被控訴人は、風によって屋根瓦が飛散し隣接家屋に損害を及ぼさないようにすべき義務があるのにこれを怠ったとして、民法717条1項に基づき損害賠償を請求し、認められた

【判決の要旨】

台風のため屋根瓦が飛散し損害が生じた場合において、土地工作物に瑕疵がないというのは、一般に予想される程度までの強風に堪えられるものであることを意味する。

被控訴人所有の建物の屋根瓦は風速未だ1秒14.5メートルに達しない昼すぎ頃以降に飛散し始めていたのであるから、瓦の固定について建物所有者の保護範囲に属する本来の備えが不十分であったと推認することができる。損壊部分の修補工事費の12万円を支払いをする義務がある。

ポイント：場合により台風による不可抗力の抗弁は排斥される

3. 福岡地方裁判所久留米支部判決平成元年6月29日

【事案の概要】

被告の設置管理する工場施設内の旧工場建物及び車庫の一部が台風により破壊され、その破片の一部が駐車中の原告所有の自動車に飛来し、これを毀損したとして、国賠法2条1項による損害賠償を請求し、認められた

【判例の要旨】

台風の規模が従前に見られなかった程大型であったとしても、旧工場建物及び付帯施設は老朽化が進み、一部剥離、落下又は倒壊していたのであるから、これらの営造物が通常有すべき安全性を有していたとは到底認め難い。

ただし、原告は旧工場建物及び付帯施設の危険性について知悉していたのであり、敢えて危険な現場に自車を放置したといえ、原告は6割の過失割合を負担すべきと解するのが相当である。被告は原告に20,680円を支払う義務がある

4. 東京地方裁判所判決平成17年7月22日

【事案の概要】

被告の有する建物が強風にも堪えられる程度の強固な構造を有していなかったことが、土地工作物の設置・保存の瑕疵に当たるとして、民法717条1項に基づき所有者の責任を追及したが棄却された

【判決の要旨】

確かに、本件建物は建築後15年程度が経過しているが、これまでに台風が到来したときなどにも特段の問題が生じたことはなく、本件建物の屋根材等が吹き飛ぶなどしたのは、風速毎秒50メートルを超える強風が吹いたころなのであるから、本件建物が通常発生することが予想される強風に耐えうる安全性を欠いていたと推認することはできない。

また、本件当時のような風の状況は予想されていなかったのであるから、被告が特段の補修をしなかったからといって、それが工作物の保存の瑕疵に当たるといってもできない。

普通の保険では足りない！施設所有管理者賠償責任保険等が必要

- 施設所有管理者賠償責任保険は、太陽光発電事業者が所有、使用または管理する太陽光発電施設の欠陥や管理上の不備などに起因して、他人の身体の障害または財物の損壊について、太陽光発電事業者が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に補償する保険
- 施設所有管理者賠償責任保険は、太陽光発電事業者が負担した、以下の損害について保険金が払われる
 - □ 損害賠償金：太陽光事業者が負担する損害賠償金で、たとえば以下の損害
 - 身体障害事故の場合・・・治療費、休業損害、慰謝料など
 - 財物損壊事故の場合・・・修理費、財物の時価など
 - □ 被害者に対する応急手当費用、緊急処置などの費用
 - □ 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬
- **メガソーラー総合補償プラン（第三者損害賠償付き）**
- 第三者への損害賠償　メガソーラーの所有、使用、管理に起因して他人に身体障害や財物損壊を与えた場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害施設所有（管理）者賠償責任保険

損害保険は事故によるリスク回避

- 法律を守っていても、事故により損害を発生させてしまうことはある。その場合のリスク回避として、損害保険がある。
- 故意や重過失で法令違反をして事故をおこした場合には、保険の免責規定が適用されて保険金がおりにない場合がある。
- 保険により1回はリスク回避をしても、次回から保険金上がり、コスト負担に耐えられず事業を断念しなければならなくなるリスクがある。
- 保険金はレピューテーションの毀損を回復はしてくれない。

今後のクレーム事例の予想

太陽光発電所関連の紛争事例が増えている。

(1) 設計ミス EPC契約で対応

設計・施工を建設契約の中で記載し、設計も請負人の責任としておく。設計契約を別契約とすると設計ミスなのか、施工ミスなのかの区別をしなければならなくなる。

設計を第三者(TUV、CTC、E&E、UL、VDE、JET)に検証してもらう。

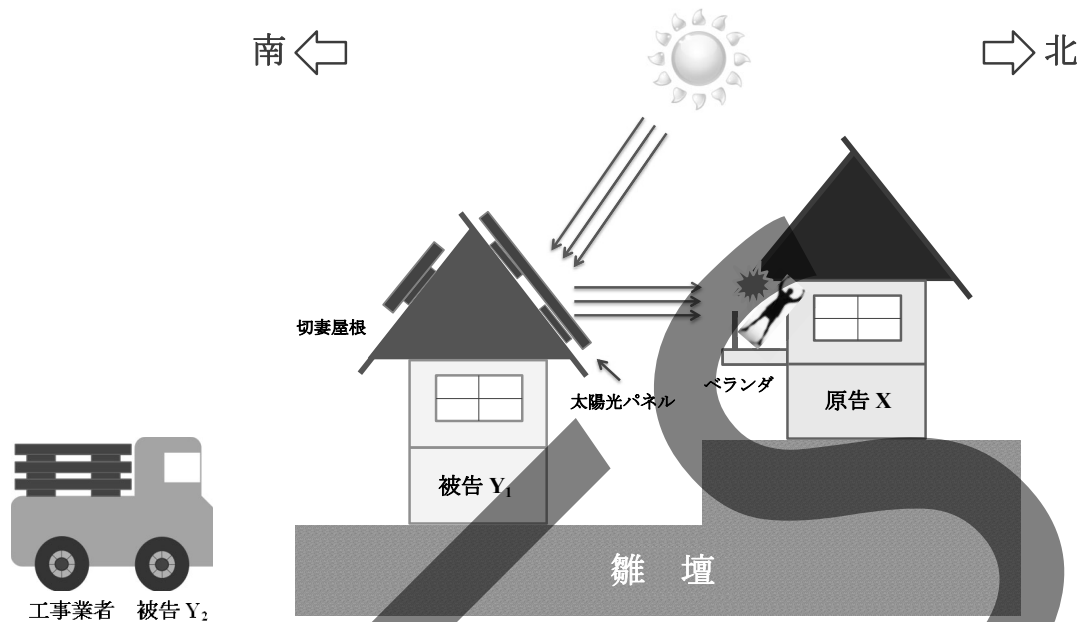
(2) 施工ミス 出力が出ない。予定損害賠償、EPC契約で対応、ランプサム、確定期限、ターンキー

(3) 維持管理ミス、(不具合に気が付かないで本来売電できた電気代金を失う)

(4) 土地許認可取得遅延で工事遅延、金利発生、コストオーバーラン、許認可取得不能で工事断念

(5) 土地所有権取得不能で工事断念 農転不許可

付録



太陽光パネル撤去等請求訴訟(その1)

原審:横浜地方裁判所 平成24年4月18日

東京高等裁判所 平成25年3月13日 確定

—横浜地裁の判決を取り消して損害賠償請求を棄却

原告Xが所有する建物の南側雑壇下にY1が家を新築

新築工事は施工業者(Y2)が行い、屋根の太陽光パネル設置もY2が行った。

北側屋根に設置した太陽光パネルに太陽光が反射してXの所有する建物に反射光が差し込んだため、

(1)XがY1に対して建物所有権に基づく妨害排除として太陽光パネルの撤去を請求

(2)XがY1とY2に対して不法行為に基づく損害賠償請求としてそれぞれ220万円を支払うように請求

太陽光パネル撤去等請求訴訟(その2)

－ 横浜地裁の判断

XのY1に対する太陽光パネル撤去請求を容認

XのY1とY2に対する損害賠償請求を一部容認(22万円)

横浜地裁の判決後Y1は北側屋根の太陽光パネルを撤去
Y2だけが東京高等裁判所に控訴

太陽光パネル撤去等請求訴訟(その3)

－ 東京高裁の認定事実

①Y1の家は北側屋根の面積が南側屋根の面積より広く、北側12枚、南側に7枚のパネルを張っていた。

②敷地が雑壇でY1の家がXの家の南下に位置していたのでY1の屋根の太陽光パネルの高さが、Xの家の2階ベランダの目の前に位置した。

③訴訟提起前にXはY1とY2に苦情を言い、Y2とパネルメーカー社員がX宅を訪問し状況の確認を行った。

太陽光パネル撤去等請求訴訟(その4)

－ 争点 受忍限度論

騒音・振動による被害において発達した理論で、不法行為に基づく損害賠償を認めるか否かを、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、当該施設の所在地の地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過および状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無およびその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき限度を超えるものかどうかによって決すべきとされる考え方である。太陽光パネルの反射光の受忍限度については判例の蓄積がないので、今後の判例の蓄積が待たれる

。

太陽光パネル撤去等請求訴訟(その5)

争点1 まぶしさの強度

Xは晴天時の風景のまぶしさの4000倍以上のまぶしさと主張するが、Xが証拠として用いた写真用の露出計に黒色マジックで着色したガラス製フィルターをはめて光量を測定した結果は信用できない。原告の証拠不十分

争点2 屋根材との比較

輝度計でその他の屋根材と並べて測定すると太陽光パネルが輝度が低い。但し正反射率は比較的まぶしいとされる白ガルバニウム鋼板と比べて若干高い程度。他の屋根材と比べてはるかにまぶしいという証拠はない。

太陽光パネル撤去等請求訴訟(その6)

争点3 差し込み時間の長さ

Y2提出の証拠によると春分の日2時間、秋分の日1時間、冬至30分、夏至0分。Xは1年を通じて午前中の2時間ないし3時間ほどにわたって反射光が差し込むと主張するが信用することはできない。

争点4 まぶしさの回避措置

Y2提出の証拠によるとレースのカーテンによっても相当程度透過を防げ、厚手のカーテンによればほぼ透過を防ぐことができる。回避は容易

太陽光パネル撤去等請求訴訟(その7)

- 東京高等裁判所の判断
- 積極要因: 相当まぶしく感じられる場合が生じ得る
- 消極要因: 屋根材と比べてどの程度強いか証拠ない
差し込み時間は比較的短い
回避する措置をとることは容易

よって受忍限度内

パネルが既に撤去されていることから損害が生じたとははいえない。

太陽光パネル撤去等請求訴訟(その8)

教訓

一見横浜地裁と正反対の判断が東京高裁でなされたように思われるが、判断の基本の受忍限度論には違いはなく証拠提出の巧拙と事実認定の違いにより判断が分かれたに過ぎない。

パネル設置者及び設置業者は北側屋根にパネルを設置する場合には最新の注意を払う必要がある。

太陽光パネル撤去等請求訴訟(その9)

－ 類似判例の検討

(1) 昭和61年3月20日大阪地裁

向かいの建物からの反射光によって被害を受けているとして
呉服店主が建物所有者に対して求めた遮光工事及び損害
賠償請求(90万円)が容認された事例

＜赤褐色レンガ、店舗内赤み、呉服の色柄変化、テント多いで
店内暗い、売上1000万円減収、タイルへの吹付工事は6
0万円に過ぎないのに被害回避措置とらず、建築基準法
違反建築、対応策取らず、＞

⇒総合すると被害の程度は受忍限度を著しく超えている。

太陽光パネル撤去等請求訴訟(その10)

ー 類似判例の検討

東京地方裁判所平成21年12月2日

10階建の有料老人ホーム(第一種中高層住居専用地域)の壁面にある高さ18m、幅24mの波型に並列したガラス窓のカーテンウォールから4mの道路を挟んだ居宅(第一種住居地域)に差し込む反射光は受忍限度内であるとして原告の損害賠償請求及び遮光工事請求を棄却した。

＜睡眠妨害の主張は主観的な訴え、照度や輝度については原告の測定の程度は
おいておくとしても、カーテンを閉めた状態なら、JISの住宅の照度基準の寝室
照度の30ルクスを下回る。睡眠が妨害され違法であるとは認めがたい。原告
の輝度データはしばしば視野に入る限度の2000カンデラ/m²を超えているが
、2階と3階の踊り場の窓、2階吹き抜けの窓等いずれも長時間滞在する場所
ではない。被告は遮光率の高いカーテンまたはブラインドを被告費用負担で設
置することを提案したが原告が拒否した。遮光工事は600万円と高額である。
建築確認を受けた合法的な建物、建物の間にアカエゾマツを植えて反射光対
策をしたこと、原告も会員の緑を守る会に800万円の補償金を払ったことを併
せれば受忍限度を超えたとは認められない＞

全量買取法を巡る動き

- ー 2010年8月4日 「再生可能エネルギーの全量買取制度の大枠について」 エネ庁
- ー 2010年12月1日 「海外の再生可能エネルギー電源に係る優先規定の検討状況について」 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部
- ー 2011年2月18日 「再生可能エネルギーの全量買取制度における詳細制度設計について」買取制度小委員会報告書
- ー 2011年3月11日 全量買取法閣議決定
- ー 2011年4月5日 法案国会提出
- ー 2011年8月26日 法案一部修正後成立
- ー 2012年4月27日 調達価格等算定委員会で調達価格・調達期間の意見
- ー 2012年6月18日 パブコメ(政令、省令、告示案)回答
- ー 2012年6月18日 調達価格・調達期間を定める告示及び第6条の認定基準等を定める経済産業省令(施行規則)の決定
- ー 2012年7月1日 法律施行、各電力会社の売電契約「要綱」の公表
- ー 2012年9月26日 エネ庁「特定契約・接続契約モデル契約」発表
- ー 2012年12月10日 設備認定申請に土地権利者の証明書の添付要件追加
- ー 2013年2月25日 接続検討結果を待たずに接続申し込みを受け付ける取扱い
- ー 2013年3月28日 パブリックコメント回答20%以内の出力増減でも買取価格変更になりうることを示唆
- ー 2013年3月29日 平成25年度の価格(37.8円税込)と期間(20年)の発表
- ー 2013年3月31日 買取価格、買取期間の確定期限 支柱を立てて農地で太陽光用農転 ソーラーシェアリング
- ー 2013年4月17日 北海道について出力抑制のルールの方後の変更を発表
- ー 2013年6月14日 エネ庁「特定契約・接続契約モデル契約書の解説」発表
- ー 2013年6月28日 太陽電池発電設備、風力発電設備、水力発電設備、火力発電設備(ただし燃料電池発電設備は除く。)については、電気主任技術者の外部委託承認範囲を2,000kW未満まで引き上げ
- ー 2013年7月12日 改正施行規則交付及び施行(経済産業省令第37号)
- ー 2013年7月16日 北海道についての出力抑制ルール変更についてのパブコメ回答
- ー 2013年7月23日 工事費負担金をバンクの逆潮流対策が必要な系統に接続する発電設備の出力に応じてキロワットあたりの単価で算定した金額とする一般電気事業者各社からの申請について、経済産業大臣は平成25年7月22日に承認を行い、平成25年7月23日から、配電用変電所に逆潮流が発生するケースについても接続の申込みが可能

全量買取法を巡る動き その2

- 2013年10月中旬 経済産業省から400kw以上の太陽光設備認定者に報告書徴収送付
- 2013年11月18日 総合資源エネルギー調査会基本政策分科会 第10回会合資料6の5頁で「法の規定に沿ってコストを厳密に検証、毎年度新規参入者向け調達価格を適切に見直し、特に太陽光は、適切に引き下げ」と発表
- 2013年11月15日 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律成立、施行は6ヶ月以内
- 2013年11月27日 中国工業情報化省による134社リストの発表
- 2014年1月上旬 追加の報告書徴収 賃貸借契約の締結とパネルの発注契約がないと、設備認定の取り消しリスク
- 2014年1月上旬 電力会社から3月末の便宜的接続契約の受け付けを昨年同様実施することが発表。
- 2014年2月14日 資源エネルギー庁太陽光発電の場所及び設備双方未決定の業者、672件認定取り消すと公表
- 2014年4月1日 太陽光10kW以上は税抜32円/kWh
- 2014年4月1日 180日(6ヶ月)ルール、適用開始。設備認定取得後6ヶ月のうちに土地と設備について拘束力のある契約をしないと自動的に認定取消。
- 2014年4月1日 低圧分割の防止、タイムラグ期間の控除、同一土地で複数設備認定申請の取扱
- 2014年5月1日 農産漁村再生可能エネルギー法の施行
- 2014年6月11日 改正電気事業法が成立 再エネ買取義務者が小売電気事業者になる予定
- 2014年8月5日 平成25年度(36円案件)に認定を受けた太陽光発電設備(400kW以上)に対しても、報告書徴収を実施する旨発表。報告期限は2014年9月30日。
- 2014年8月31日 平成24年度(40円案件)に認定を受けた太陽光発電設備についての、場所及び設備の確保の猶予期限満了

全量買取法を巡る動き その3

- 2014年9月24日 九州電力が接続申込の回答留保を発表、東北電力(9月30日)、北海道電力(9月30日)等
- 2014年9月30日 36円案件の報告期限
- 2014年12月18日 エネ庁 運用見直案を発表
- 2014年12月19日 エネ庁 施行規則省令案及び告示案についてのパブコメ開始
- 2015年1月22日 エネ庁 改正省令と告示を公布
- 2015年1月26日 改正省令と告示が施行 1月26日以降に接続申込をする案件から360時間の出力抑制(北海道、東北、九州は既に接続可能量を超過しており指定電気事業者制度のもと無制限、無補償の出力抑制、北陸、中国、四国、沖縄も接続可能量を超過次第、指定電気事業者制度のもと無制限、無補償の出力抑制)、接続枠の確保は接続契約時から、設備認定に際し遠隔出力制御システムの導入義務付け(当分の間は制御に必要な設備の設置や費用負担を行うことを予め約した上で接続することとする。)
- 2015年1月30日 32円案件の設備認定申し込み提出期限
- 2015年2月15日 運転開始前の出力増加、基本仕様の変更による買取価格の変更制度施行2015年2月17日第4回系統GW、3月4日第5回系統WG
- 2015年3月31日 即時償却制度終了
- 2015年4月1日 新しい買取価格開始(29円)、買取価格の決定時期は接続契約時、運転開始後の出力増加で買取価格変更制度施行、広域的運営推進機関発足
- 2015年4月1日 場所及び設備の確保に関する期限を180日から270日に延長(接続契約申込後に接続検討がなされることも可能になり、検討期間の90日間は場所及び設備の確保に動けない場合もあることを考慮)
- 2015年4月1日 設備認定申請の際及び変更認定申請の際に設置場所に係る関係法令の手続状況の報告書の提出義務
- 2015年6月24日 改定版特定契約・接続契約発表
- 2015年6月31日 FITのプレミア期間終了
- 2015年7月1日 新しい買取価格開始(27円)

当事務所のご案内

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

日本人弁護士

- 103名
公認会計士
兼有3名

外国人弁護士

- 34名
外国法事務弁護士
19名
外国資格弁護士
15名

税理士・弁理士

- 9名
弁護士との
兼有5名

司法書士・行政書士を含む合計専門家数 151名

2015年5月現在

BAKER & MCKENZIE

ご清聴ありがとうございました。



ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
弁護士 江口 直明
電話03-6271-9441
naoaki.eguchi@bakermckenzie.com

東京事務所の銀行・金融プラクティス・グループのリーダーであり、ベーカー&マッケンジー法律事務所アジア地域の銀行・金融プラクティスグループの運営委員会のメンバー。内閣府PFI推進委員会専門委員（2010年～）、国土交通省空港運営のあり方に関する検討会委員（2011年）、国土交通省我が国建設企業の海外PPP事業への参画のための戦略検討委員（2012年）、PFI、PPP、プロジェクトファイナンスを専門とする。

丸紅大分6号地82MW、ソフトバンク/三井物産苫東111MW、米子43MW、リサイクルワン富津40MW、住友商事愛媛西条23MW等のメガソーラ太陽光発電所50ヶ所超、累計1,000MW超、北海道幌延、さらきとまない、青森県六ヶ所村、秋田県八竜、石川県輪島、愛媛県三崎町、北九州響灘風力発電所、向浜木質バイオマス発電20MW、吾妻木質バイオマス発電所13MW等の再生可能エネルギープロジェクトファイナンス、ユニバーサルスタジオ・ジャパン向け（1250億円）等のプロジェクトファイナンス。

国内PFI取扱案件180件超、羽田国際空港貨物ターミナル、エプロン、旅客ターミナル（入札支援）、那覇空港管制塔、航空保安大学校、衆参議員会館、福岡クリーンエナジー、高知、八尾、駒込、松沢、愛媛、筑波大学、神奈川癌センター各病院、国立大学法人の各校舎、合同庁舎九段3号館、美祿刑務所、エジプト大使館、知多浄水場、横浜市北部下水処理場消化ガス発電等のPFI事業、国際協力機構（JICA）協力準備調査（PPPインフラ事業）でハノイ浄水場、インドネシア・ジャカルタ下水処理場、西ジャワ州廃棄物処理場、ハノイ近郊鉄道、モンゴル地下鉄等の法制度調査、台北市を共同代理して住宅1500戸のPPP計画作成